

火薬類申請手続等の手引

(平成22年3月30日一部改正)

鳥 取 県

目 次

第 1 使用するに当たって	1
第 2 用語	1
第 3 申請書等の提出先等	1
第 4 火薬類譲渡又は譲受許可を受ける場合	2
第 5 火薬類譲受・消費の許可を受ける場合	4
第 6 煙火消費許可を受ける場合	7
第 7 火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備を変更する場合	10
第 8 火薬庫の完成検査を受ける場合	12
第 9 火薬庫外貯蔵場所の指示を受ける場合	12
第10 火薬類廃棄許可を受ける場合	15
第11 保安教育計画の認可等を受ける場合	15
第12 火薬庫の保安検査、定期自主検査等について	16
第13 火薬類を運搬しようとする場合	17
第14 火薬類販売事業又は火薬庫を相続・承継する場合	19
第15 許可事項に変更が生じた場合	20
第16 各種廃止届を提出する場合	21
第17 各種事故が発生した場合	22
第18 各種帳簿の備付け及び報告書等	23
第19 その他	23
○ 様式	省略
○ 火薬類取締法施行細則(昭和61年鳥取県規則第34号)	省略

第1 使用するに当たって

この手引きは、火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則及び内閣府令並びに火薬類取締法施行細則に規定するものの中から抜粋し、これに鳥取県の指導上の基準を加えて記載したものです。

第2 用語

- [法] 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- [政 令] 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）
- [省 令] 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
- [細 則] 火薬類取締法施行細則（昭和61年鳥取県規則第34号）

第3 申請書等の提出先等

1 提出先及び提出部数（平成18年5月17日以降）

表1 提出先及び提出部数

申請、届出内容	管轄する地域	提出先	提出部数
1 火薬類の譲渡、譲受及び消費をする場合の許可申請（煙火の消費の許可申請を含む。）	鳥取市 岩美郡 八頭郡	鳥取県東部広域行政管理組合消防局予防課又は最寄りの消防署（湖山消防署、岩美消防署、八頭消防署、気高消防署）	3部。ただし、政令第13条第1項に該当する場合は、公安委員会へ意見照会するので4部提出してください。 記載事項の変更は2部とする。
2 火薬庫外貯蔵場所の指示申請	倉吉市 東伯郡	鳥取中部ふるさと広域連合消防局予防課	
3 1及び2に係る許可証又は指示書の記載事項の変更届	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課又は最寄りの消防署（米子消防署、境港消防署、大山消防署、江府消防署）	
上表に掲げるもの以外の申請等	県全域	鳥取県防災局消防チーム	

表2 提出先一覧表

提出先	所在地	電話
鳥取県東部広域行政管理組合消防局予防課	〒680-0864 鳥取市吉成 640-1	0857-23-2461
〃 湖山消防署	〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目 103	0857-28-4321
〃 岩美消防署	〒681-0051 岩美郡岩美町河崎 272-3	0857-73-1221
〃 八頭消防署	〒680-1211 鳥取市河原町山手 48	0858-85-1211
〃 気高消防署	〒689-0332 鳥取市気高町勝見 436	0857-82-2211
鳥取県中部ふるさと広域連合消防局予防課	〒682-0025 倉吉市八屋 307-4	0858-26-7184
鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課	〒683-0853 米子市両三柳 3060-6	0859-35-1955
〃 米子消防署	〒683-0055 米子市富士見町一丁目 103-1	0859-39-0251
〃 境港消防署	〒684-0041 境港市中野町 2116	0859-47-0119
〃 大山消防署	〒689-3331 西伯郡大山町末吉 403-2	0859-39-5002
〃 江府消防署	〒689-4411 日野郡江府町武庫 1390-3	0859-77-2001
鳥取県防災局消防チーム	〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271	0857-26-7065

2 その他

申請手数料等は提出先に確認してください。

第4 火薬類譲渡又は譲受許可を受ける場合（法第17条）

1 譲渡許可を受ける場合

消費の目的が完了した場合又は許可証の有効期間が満了した場合に、譲り受けた消費残火薬があるときは、遅滞なくその火薬類を譲渡しなければならない。

（提出書類）・・・次の書類を作成して管轄する消防局又は消防署へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

- (1) 火薬類譲渡許可申請書・・・(別記様式1)
- (2) 譲渡す相手が譲り受けることができる者であることを示す書類（譲り受ける者の承諾書）
- (3) 委任状

2 譲受許可を受ける場合

火薬類の譲受と同時に消費許可を受けることが可能であるが、ここでは、消費許可が不要で譲受の許可のみを必要とする場合を説明する。

なお、許可証の有効期間は6か月としている。

（提出書類）・・・次の書類を作成して管轄する消防局又は消防署へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

（○印の書類は必ず提出し、△印の書類は摘要欄に記載のある場合に提出のこと。）

区 分 名	コン ク リ ー ト 破 砕 器	建 設 用 び ょう 打 ち 銃 用 空 包	鉦 山 保 安 法 第 2 条 の 鉦 山	摘 要 (書類を添付する場合又は書類の内容)
火薬類譲受許可申請書 (別記様式2)	○	○	○	
火薬類消費計画書 (別記様式3)	○	○	○	
委任状	△	△	△	申請を第三者に委任する場合
火薬類取扱者名簿 (別記様式4)	○		○	
工事証明書 (別記様式5)	△			工事発注者等のある場合
消費場所案内図	△		○	コンクリート破砕器は消費場所を特定した場合
消費場所見取図	△		○	コンクリート破砕器は消費場所を特定した場合
同意書	△			消費場所が第三者の所有地である場合 又は消費場所から100m以内に民家等 がある場合
請負契約書(写)	△			下請け業者が申請する場合

銃砲所持許可証(写)、 人命救助等に従事する者 届出済証明書(写)		○		
コンクリート破砕器作業主任 技能講習終了証(写)	○			

(その他事項)

ア 建設用びょう打ち銃用空包の無許可消費の場合（1日200個以下（その原料をなす火薬又は爆薬0.4グラム以下のものにあつては、400個以下））には、当面の消費場所以外は消費地を特定せず、県内一円とすることができる。

イ コンクリート破砕器の無許可消費の場合（1日150個以下の消費の場合）には、当面の消費場所以外は、消費地を特定せず申請できる。ただし、消費地の範囲は、当該譲受許可を行う消防局管内に限る。

なお、この場合、譲受許可申請書記載の消費場所以外の場所で消費しようとするときには、消費する日の前日までに譲受許可を受けた消防局に消費届（別記様式6）を提出しなければならない。

<書類作成上の注意事項>

第5 火薬類譲受・消費の許可を受ける場合の<書類作成上の注意事項>を参照してください。

第5 火薬類譲受・消費の許可を受ける場合（法第17条、法第25条）

火薬類の譲受許可は、消費許可とあわせて譲受・消費許可として許可申請できます。

なお、許可証の有効期間は6か月としています。

（提出書類）・・・次の書類を作成して管轄する消防局又は消防署へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

（○印の書類は必ず提出し、△印の書類は摘要欄に記載のある場合に提出のこと。）

書 区 類 分 名	土 木 工 事 採 石	コンク リート 破砕器	建設用 びょう 打ち銃 用空包	摘 要 (書類を添付する場合又は書類の内容)
火薬類譲受・消費許可申請書 (別記様式7)	○	△	△	コンクリート破砕器を1日150個を超えて消費するとき又は建設用びょう打ち銃用空包を1日200個を超えて消費するとき。
委任状	△	△	△	申請(火薬類の消費)を第三者に委任する場合
火薬類消費計画書 (別記様式3)	○	○	○	
火薬類取扱者名簿 (別記様式4)	○	○		
工事証明書(別記様式5) 又は火薬類積算書(別記 様式8)	○	○		工事発注者のある土木工事等の場合は工事証明書、その他の場合(採石など)は火薬類積算書
火薬類取扱保安責任者等 選任届(別記様式9) (履歴書、免状の写し添 付)	△			火薬又は爆薬を1か月25kg以上消費する場合(副保安責任者は、火工所に1名以上選任しなければならない。)
消費場所案内図	○	△		5万分の1又は2万5千分の1の地図に消費場所を明示する。 コンクリート破砕器は消費場所を特定した場合
消費場所見取図	○	△		消費場所を中心とした半径200m以内の道路、民家等を明示する。コンクリート破砕器は消費場所を特定した場合
火薬類火工所構造図	○	△		コンクリート破砕器を1日150個を超えて消費する場合
火薬類取扱所構造図	△			火薬又は爆薬を1日25kgを超えて消費する場合
同意書	△	△		消費場所が第三者の所有地の場合又は消費場所から100m以内に民家等がある場合
請負契約書(写)	△	△		下請け業者が申請する場合

出向証明書及び受諾書	△			取扱保安責任者を他の事業者から雇用する場合
保安手帳又は従事者手帳	○			手帳を確認し、選任等の手続きを行った上返納する。
銃砲所持許可証(写)、 人命救助等に従事する者 届出済証明書(写)			○	
コンクリート破碎器作業 主任技能講習終了証(写)		○		
火薬類貯蔵承諾書	△	△		火薬類を第三者の火薬庫等へ保管委任している場合

- (注) 1 採石等の場合には、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可証の写しを添付
2 消費場所が、保安林内、国立公園内等の場合には、それぞれの監督官庁の許可等が必要

<書類作成上の注意事項>

(1) 申請書

- ア 申請者 (ア) 個人である場合にはその者の氏名及び押印が、法人である場合には法人名、代表者名および押印があること。
(イ) 代理人については、申請人を代理人とするに足りる内容の委任状が添付されており、かつ、委任を受けた者の氏名及び押印があること。
(ウ) 下請けは、請負契約が明確でない場合には、許可しない。
(エ) 「共同企業体」工事の場合は、共同企業体を構成する個々の法人がそれぞれ申請するか、代表の法人が申請すること。
- イ 事務所所在地 許可を受けようとする者が個人である場合には、その者の現住所及び電話番号を、法人の場合には本社の所在地及び電話番号を記載してください。
- ウ 職業 申請者の職業を記載してください。
- エ 住所・氏名 申請者が個人である場合にはその者の、法人である場合には代表者の住所及び氏名を記載してください。
- オ 火薬類の種類及び数量 工事証明書又は火薬類積算書の内容から、火薬類の種類ごとに適当な数量を記載してください。
- カ 目的 公共の安全を害するおそれのないこと。
- キ 譲受期間 適正な期間であること。(6か月以内)
- ク 譲受火薬類の保管場所 譲り受けようとする火薬類を保管しようとする場所を記載してください。
- ケ 火薬類の譲受先 申請者が製造業者及び販売業者以外の場合には、譲受先を明示してください。

(2) 消費場所及び消費時間

- ア 消費場所は、字名、地番まで詳細に記載するとともに消費場所見取図に明確に図示してください。
同一工事で消費地点が2か所以上に分かれる場合には、明確にそれぞれの地点を明示してください。
- イ 消費の時間は、発破の時間を定めている場合は、その時間を記載し、そうでない場合は残火薬の返納等を考慮して消費時間を定めること。昼夜兼行の場合は、その旨記載してください。

(3) 消費計画書

- ア 計画書は消費現場を熟知し、火薬の消費に責任のある者（取扱責任者・現場責任者等）が計画、作成してください。

イ 発破対象物が、岩盤・転石・コンクリート等種類が異なる場合又は火薬と爆薬を使用する場合などは、計画書は別々に作成してください。

ウ 発破計画のうち、1日の平均使用量の他に「1日の最大使用見込量」及び「1月の最大使用量」を明記してください。

(4) 火薬類取扱者名簿

ア 取扱者とは、消費現場において、火薬類を取り扱う必要のある者をすべて含めてください。

イ 火薬類出納責任者とは、火薬類取扱所・火工所及び発破場所における火薬類の出納に関する責任者のことであり、これらに関する帳簿類の記載責任者を兼ねること。

責任者が異なる場合は、担当区分、氏名を各々記載してください。

(5) 工事証明書

ア 工事証明書は、当該申請に係る「火薬類の種類、数量」が記載されているものであること。

(注) 工事証明書で証明されている「火薬類の種類」について、証明されている「数量」以下に限り、譲受・消費の許可を行う。

イ 火薬類積算書には、(発破する対象物の総量(m^3)) \times 1 m^3 当たりの平均必要薬量(kg/m^3)=必要総薬量(kg)の式により、必要数量を算出、記載してください。

(6) 消費場seen取図

ア 発破地点を中心とした半径200m以内の図面とし、現場の状況を詳細に記載してください。

この範囲に道路、民家等がある場合には、それらまでの距離を実測して、記載してください。(距離は水平直線距離で算出すること。)

イ この見取図に図示された地点を発破場所として扱うので、正確に記載してください。

ウ 設置する火薬類取扱所・火工所の場所を明示してください。

(注) 定期バスの通る道路、民家等が発破場所から100m以内に存ずる場合には、法第52条の規定により公安委員会の意見聴取を行う。

(7) その他の事項

採石法に基づく採取計画の許可の適用を受けている事業所については、採取計画の認可の有効期間内において、火薬類の許可を出すこととしているので承知してください。

第6 煙火消費許可を受ける場合（法第25条）

煙火については、法第51条（適用除外）により、譲受の許可は除かれているので、煙火を消費しようとする者は消費許可のみを受ければよい。

（提出書類）・・・次の書類を作成して管轄する消防局又は消防署へ提出してください。なお、煙火の消費許可はすべて県公安委員会へ意見照会するので、提出部数については第3の1の表1を参照してください。

1 火薬類消費許可申請書（別記様式10）

2 煙火消費計画書（別記様式11）

3 煙火の消費基準の措置状況

4 消費場所見取図

〔打揚場所を中心として半径300m 以内の保安物件の種類、打揚地点からの距離を正確に記入するとともに煙火置場の位置、構造を記載し、かつ、立ち入り禁止区域が朱色で明示されていること。〕

5 消費場所案内図

6 煙火打揚従事者名簿

7 煙火打揚従事者手帳又は煙火打揚従事者保安講習受講修了証の写し

8 煙火消費報告

<書類作成上の注意事項>

(1) 申請書

ア 申請者

申請者は花火大会の主催者あるいは、煙火打揚業者のいずれかであること。

イ 煙火の種類及び数量

打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の数量を記載してください。

スターマインについては、内訳を記載した別紙を添付してください。

その他の煙火（小型煙火、棒物、水中、水上、その他）についても詳細に区分し、数量を記入してください。

ウ 目的

「〇〇納涼花火大会」等とその目的を記載してください。

エ 消費の場所

字・地番まで正確に記載してください。

河川敷等にあつては、「〇〇番地先の〇〇川河川敷」等と記載してください。

第三者の所有地に係るものにあつては、同意書を添付してください。

オ 煙火置場

消費する煙火の一時置場について記載してください。

カ 消費の日時

（ア）消費の日時を正確に記載してください。

また、雨天等により消費を順延する場合に、順延予定日が定めてある場合にはその日時を記載してください。

（イ）同一主催者による花火大会等が2日以上にわたつてある場合にあつては、打揚日程、打揚花火の種類・数量及び花火の保管方法について明記してください。（花火の保管は火薬庫又は庫外貯蔵場所においてなされなければならない。法第11条）

キ 危害予防の方法

観覧者及び保安物件等並びに消費作業従事者に対する危害予防の方法を記載して下さい。

(2) 火薬類消費計画書

ア 消費の方法

消費する煙火の種類及び数量を消費時間順に記載してください。

イ 消費現場責任者

消費現場ごとの責任者の氏名及び資格並びに講習受講年月日を記載してください。

ウ 煙火の製造業者及び販売業者

消費する煙火の製造業者及び販売業者の住所及び氏名を記載してください。

エ 消費の許可を受けた者が、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法について変更があったため改めて許可申請をする場合には、火薬類消費計画書の記載事項のうち変更に係る事項以外を省略できます。

(3) 消費作業に従事する者の名簿。

消費現場責任者以外に煙火の消費作業に従事する者がある場合には、その者の名簿を添付してください。

(4) 煙火打揚従事者手帳の写し

消費現場責任者について、煙火打揚従事者手帳の写しを添付してください。

(5) 消費場所見取図

ア 消費場所を中心とするおおむね半径300m 以内の見取図を添付してください。（ただし、10号玉以上の煙火消費の場合は、500m範囲。）

イ 消費場所と保安物件、煙火置場、消火設備等の位置及び距離並びに観覧場所の位置及び距離を記入してください。また、立入禁止区域を明示してください。

ウ 発射方式の水中仕掛煙火の場合は、申請図面に想定着水位置を明記してください。

エ 設置方式の水中仕掛煙火の場合は、申請図面に設置位置を明記してください。

オ その他の方式の水中仕掛煙火の場合は、申請図面に消費予定位置を明記してください。

<煙火の消費基準>

煙火は多数の観客が鑑賞するために打ち揚げるものであるから危険予防については十分留意する必要がある。このため、事前に所轄の警察署、消防署又は海上保安部その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じておくこと。

1 用語の説明

(1) 保安距離

火薬類取締施行規則第56条の4第4項第1号の規定に基づき、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から保安物件に対して確保すべき水平最短の安全な距離をいう。

(2) 保安物件

通路、人の集合する場所、建物等で煙火消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件をいう。ただし、下記の条件をすべて満たす建物は保安物件とみなさないものとする。

ア 耐火建築物又は準耐火建築物で保安物件とみなさないことについて、所有者等の同意が得られること。

イ 保安物件に対する災害防止対策（消火体制含む）を実施すること。

ウ 消費時間帯に関係者以外の者が保安物件の内外に出入りしないこと。

(3) 家屋

人が1日の相当部分にわたって居住、勤務又は出入りする住家、事務所、店舗、図書館その他これに類する建築物をいう。ただし、倉庫、物置、厩舎等は含まないものとする。

(4) ほか物

少量の割火薬を用いた重量の軽い煙火をいう。

2 消費場所の基準

仕掛煙火、打揚煙火（割物、吊物、音物）の別、煙火玉の大きさ、消費場所の地形、付近建物の構造、観覧者に対する警備警戒、消防活動等の防災対策、その他の状況により一律の基準は困難であるが「安全な距離」の基準、消費場所の区分は次のとおりとする。

ア 第1種消費場所：周辺に家屋等が密集し、観衆が多数集合する場所

イ 第2種消費場所：周辺に家屋等が密集するが観衆が少ない場所又は家屋等が少ないが観衆が多数集合する場所

ウ 第3種消費場所：周辺に家屋、観衆共に少ない場所

(1) 打揚煙火の保安距離

煙火の打揚筒を中心として、家屋等又は観衆の密集する場所までの水平最短距離(保安距離)を次表に揚げる距離とする。

号 数	玉の寸法	第1種消費場所 の保安距離	第2種消費場所 の保安距離	第3種消費場所 の保安距離	ほか物 (信号等)
2.5	7.5cm 以下	100m	60m	35m	35m
3	9cm	120m	80m	45m	45m
4	12cm	130m	90m	50m	50m
5	15cm	230m	130m	90m	90m
6	18cm	250m	200m	130m	130m
7	21cm	250m	200m	130m	
8	24cm	250m	200m	130m	
10	30cm	300m	250m	130m	
15	45cm	400m	350m	300m	
20	60cm	520m	470m	420m	
30	90cm	650m	600m	550m	
40	120cm	700m	650m	600m	

(2) 仕掛煙火の保安距離

種 類	保 安 距 離		
	第1種消費場所	第2種消費場所	第3種消費場所
仕 掛 煙 火	50m	50m	20m
地 上 花 火 (地上に設置して開かせる物)	仕掛場所より打揚煙火の第2種保安距離以上とする。		
水中仕掛	発射方式	着水位置より打揚煙火の第2種保安距離以上とする。	
	設置方式	設置位置より打揚煙火の第2種保安距離以上とする。	
	その他の方式	消費予定位置より打揚煙火の第2種保安距離以上とする。	
ス タ ー マ イ ン	打揚煙火の保安距離に準じる。		

(3) 小型煙火の保安距離

仕掛煙火の保安距離又は開発半径を1.5倍した距離のいずれか大きい方の距離以上とする。

(4) その他の特殊な煙火の保安距離

社団法人日本煙火協会の「煙火の消費保安基準」に準じる

3 消費上の基準

消費中の事故を防止するための措置として、「煙火の消費の技術上の基準」(省令第56条の4)のほかに次の各号の対策を確実に実施してください。

- (1) 消防法の規定による火災警報発令時及び風速10m 以上の場合は打揚を中止すること。
- (2) 保安距離内に関係者以外の者が立ち入る恐れのある場合には、立入禁止区域を明示し、さく、見張り人等を配置すること。
- (3) 黒玉の出た場合には、できるだけ当日回収すること。
- (4) 打揚場所の近くに消火器を備えるなど、消火のための準備をすること。
- (5) 発射方式の水中仕掛煙火の場合は、次のことに留意すること。
 - ア 発射薬量の再確認を行うこと。
 - イ 観衆及び保安物件に向けての発射を禁止すること。
 - ウ 必要に応じて試射の実施を行うこと。
- (6) 打揚げ従事者を保護する防護措置及び安全対策については、社団法人日本煙火協会の「煙火の消費保安基準」に準じて実施すること。

【例】

火薬庫工事設計明細書

1 火薬庫の位置:

2 火薬庫の面積:

	間 口	奥 行	内 面 積
爆 薬 庫			
火 工 品 庫			

3 設置場所付近の状況:

4 保安距離:

	保安物件の名称	同左までの距離	法定保安距離
第1種保安物件			
第2種保安物件			
第3種保安物件			
第4種保安物件			

5 火薬庫の設置期間:

6 火薬庫の構造、設備の明細

(1) 基 礎:

(2) 床 面:

(3) 屋 根:

(4) 外 壁:

(5) 内 壁:

(6) 天 井:

(7) 窓 :

(8) 扉 :

(9) 施 錠:

(10) 換 気 孔:

(11) 通 気 孔:

(12) 避 雷 装 置:

(13) 土 堤:

(14) 照 明 設 備:

(15) 警 鳴 装 置:

(16) 警 戒 設 備:

(17) 防 火 設 備:

(18) 排 水 設 備:

(19) そ の 他:

第8 火薬庫の完成検査を受ける場合（法第15条）

火薬庫の設置、移転又は変更の許可を受けた後、工事が完成したときには完成検査を受けて合格しなければ使用できません。

完成検査は県知事又は指定完成検査機関のいずれかで受検しなければなりません。ただし、国が認定した認定完成検査実施者は、変更工事に係る完成検査については自ら行うことができます。

（提出書類）・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

- 1 県知事が実施する完成検査を受検する場合。（設置、移転又は変更許可の場合）
 - （1）完成検査申請書（別記様式14）
 - （2）避雷装置を設けた場合には、「電気抵抗測定結果報告書」を添付のこと。（様式は問わない）
- 2 その他の場合
 - （1）指定完成検査機関が実施する完成検査を受検した場合（設置、移転又は変更許可の場合）
指定完成検査機関完成検査受検届（別記様式15）
 - （2）認定完成検査実施者が完成検査を行った場合（変更許可の場合）
完成検査記録届（別記様式16）

第9 火薬庫外貯蔵場所の指示を受ける場合（法第11条、省令第15条）

火薬類を長期間にわたって消費する場合には火薬店から遠距離の現場では、当日生じた残火薬類を保管するために、庫外貯蔵場所を設けることができる。設置後は、最大貯蔵数量を超過して貯蔵することのないようにするとともに盗難防止について特に留意してください。

なお、庫外貯蔵場所の指示は、1消費場所（又は1販売所）に1か所とし、複数の指示はしない。

（但し、実砲の委託貯蔵に係る指示は別）

指示の有効期間は次のとおりです。

- 火薬類販売業者の設置するもの・・・特に期間を定めない。
- 砕石事業所など継続的な火薬類の消費を行う事業者が設置するもの・・・2年以内。
- 土木工事などの事業に伴って設置するもの・・・火薬類の消費許可期間（最大6か月）

（提出書類）・・・次の書類を作成して管轄する消防局へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

- 1 火薬庫外貯蔵場所指示申請書（別記様式17）
- 2 設計明細書
- 3 添付図面
 - （1）火薬庫外貯蔵所付近の見取り図（半径100m以内のもの）
 - （2）建築物、設備の構造図（平面図、正面図、側面図、断面図）
 - （3）火薬類の置き方を示す図面
 - （4）自動警報装置の仕様書、設置図及び配線図
- 4 庫外貯蔵所写真（貯蔵所の全景と外扉、内扉の施錠部分及び内面の部分）

<設置基準>

土木工事等の事業に係る場合

- 1 火薬類を金属性ロッカー等（以下「設備」という）に収納して、建築物に貯蔵する場合
 - （1）設備の扉には錠をつけること。（南京錠、えび錠以外の錠とすること。）
 - （2）設備は容易に持ち運びできないこと。

- (3) 設備の内面は板張りとする事。
- (4) 設備には、自動警報装置（管理者と40m以上離れている場合には、警鳴部を管理者の所に設けた自動警鳴装置に限る。）を設置すること。
- (5) 帳簿を備え、責任者を定めて、出納の都度、明確に記録すること。

2 火薬類を建築物に貯蔵する場合

- (1) 建築物の構造は、コンクリートブロック造り（15cm 厚以上）又は鉄筋コンクリート造り（10cm 厚以上）とする事。
- (2) 建築物の入口の扉は、厚さ2ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とし、錠（南京錠、えび錠を除く。）を設けること。
- (3) 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、屋根をコンクリートブロック又は鉄筋コンクリート造りとするときは、この限りでない。
- (4) 上記のほか 1の(3)、(4)及び(5)を適用するものとする。

○ 販売業者が、販売のための火薬類を貯蔵するために設ける場合

1 火薬、銃用雷管の貯蔵を主とする場合

前記土木工事等の事業に係る場合（1又は2）の基準による。

2 建設用びょう打ち銃用空包、実包の貯蔵を主とする場合

- (1) 金属性ロッカー等（以下「設備」という。）に収納して、建築物に貯蔵すること。
- (2) 設備の外壁は、金属性ロッカーにあつては、厚さ1.2ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施すこと。
- (3) 設備の扉は、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板を使用し、錠（南京錠、えび錠を除く。）を設けること。
- (4) 設備内に棚を設け、棚は表面を板張りとした厚さ1.2ミリメートル以上の鋼板を使用し、内壁に固定すること。
- (5) 設備には排気孔を設け、排気孔は摂氏200度で熔融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカーの場合はこの限りでない。
- (6) 設備は容易に持ち運びできないこと。
- (7) 設備には、自動警報装置を設置すること。
- (8) 帳簿類を備え、責任者を定めて、出納の都度明確に記録すること。

(参考)

庫外貯蔵所に貯蔵できる数量

(8)	(7)	(6)	(5)		(4)	(3)	(2)	(1)		貯蔵する者等の区分	貯蔵する火薬類の種類	
			(イ)	(ロ)				(イ)	(ロ)			
所道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所	な場を消費者であつて、その都道府県知事の指示する安全な場所	がために都道府県知事の指示する安全な場所	貯蔵する者	貯蔵する者	の指示する安全な場所	都道府県知事の指示する安全な場所	安全な場所に貯蔵する者	知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(ハ)	(ロ)	(イ)	
5			10	25		5	5	5			20	火薬(キログラム)
			5	15				5				無添加可塑性爆薬(第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警の職員以外が貯蔵するものを除く。)以外の爆薬(キログラム)
			100	300				100				工業雷管及び電気雷管(個)
			100	500								導爆線(メートル)
100			200	1000				1000	1000			導火線(メートル)
500			1000	2000				2000	2000			電気導火線(個)
2000	3000					3,000		3000	30000			銃用雷管(個)
800	5000				10,000	10,000	10,000	10000	4000			実包及び空包(建設用びょう打ち銃用空包を除く。)(個)
200								2000	2000			薬液注入用薬包(個)
2000			2500	4000				20000	8000			建設用びょう打ち銃用空包(個)
1000			2000	4000				4000	4000			コンクリート破砕器(個)
10			25	50				50	50			ローブ発射用ロケット(個)
			100									鉦さい破砕器及び爆発せん孔器(個)
			4000									爆発びょう(個)
			100									油井用火工品(個)
25	500											信号雷管(個)
	100							25	25			鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品(キログラム)
5								50	50			信号管及び信号火せん(キログラム)
5			25					25	25			煙火(がん具煙火を除く。)(キログラム)
25		250	500									がん具煙火(第1条の5へ(2)に掲げるものを除く。)(キログラム)
5		15	25									第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火(キログラム)
無制限						無制限		無制限	無制限			火薬を装てんしていない銃用雷管付き薬きょう(個)
5	25		25	50				50	50			その他火工品(キログラム)

備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。
 2 信号管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。
 3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。

第10 火薬類廃棄許可を受ける場合（法第27条）

製造年月日が古く、使用に適さなくなった火薬類（爆薬、雷管等）は、予期しない事故の原因となること
があるので廃棄処分してください。

（提出書類）・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

- 1 火薬類廃棄許可申請書（別記様式18）
- 2 火薬類廃棄計画書（危害予防の方法について具体的に記載のこと。）（別記様式19）
- 3 火薬類廃棄従事者名簿
- 4 廃棄場所付近の見取図
〔 地上で廃棄する場合には半径500m以内、海上の場合は半径10km以内を示す
図面とし、保安物件がある場合には距離を記入のこと。〕

第11 保安教育計画の認可等を受ける場合（法第29条）

販売業者及び法第29条第4項の規定により、知事から保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、保安教育計画の認可を受け、それに基づいて忠実に従事者に対する保安教育を実施しなければならない。

なお、従業員等に対する保安教育の実施は、災害・事故の防止に重要なことの一つであるから、一般の火薬類消費事業所でも保安責任者等が中心になってそれぞれの事業所の規模、実態に合った従業員教育を実施してください。

（提出書類）・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

- 1 保安教育計画認可申請書（別記様式20）
- 2 保安教育計画書（別記様式21）
（内容には次の事項を必ず記入すること。）
 - (1) 教育の内容
幹部従事者、保安関係従事者、一般従事者及び未熟練の従事者等、対象を区分して、内容を定めること。
 - (2) 実施時期及び時間
 - (3) 教育の方法
（教育を行う者の資格、氏名等を記入のこと。）

第12 火薬庫の保安検査、定期自主検査等について（法第35条、第35条の2）

法第35条の規定により、火薬庫の所有者又は占有者は1年に（土堤、簡易土堤、防爆壁にあつては3年）に1回、県知事又は指定保安検査機関が実施する保安検査を受けなければなりません。ただし、国が認定した認定保安検査実施者は、保安検査について自ら行うことができます。

また、火薬庫の所有者又は占有者は、法第35条の2の規定により、年2回以上定期的に保安のための自主検査を行い、火薬庫の技術上の基準に適合しているかどうか確認しなければならない。

（提出書類）

○ 火薬庫保安検査。・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。（*1）

1 県知事が実施する保安検査を受検する場合

保安検査申請書（別記様式22）

申請時期 受検予定日の1月前（*2）

*1 使用を休止した施設であつて、その旨を届けた場合には、保安検査が免除されます。

*2 保安検査の申請は、前回の保安検査証（初めての保安検査の場合は完成検査証）の交付日から11月を超えない日までに行わなければなりません。

2 その他の場合

（1）指定保安検査機関が実施する保安検査を受検した場合

指定保安検査機関保安検査受検届（別記様式23）

（2）認定保安検査実施者が保安検査を行った場合

保安検査記録届（別記様式24）

○ 火薬庫定期自主検査・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

1 計画の届出

定期自主検査を実施しようとする日の20日前までに、定期自主検査計画書（別記様式25）を提出してください。

2 結果の報告

定期自主検査を実施した後、速やかに定期自主検査報告書（別記様式26）を提出してください。

第 13 火薬類を運搬しようとする場合（法第19条）

火薬類の運搬は、火薬類の運搬に関する府令（昭和35年総理府令第65号）の規定に基づき県公安委員会から「火薬類運搬証明書」の交付を受けた後に行わなければならない。ただし、次の表に掲げる数量以下のものを運搬する場合には、運搬証明書の交付を受ける必要はないが、運搬に関する技術上の基準に従わなければなりません。

運搬の届出を要しない数量（表の数量以下）

区 分		数 量	
火 薬		薬量 200 キログラム	
爆 薬		薬量 100 キログラム	
火 工 品	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4 万個	
	導火管付き雷管	1 万個	
	銃用雷管	40 万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12 万個	
	実包	1個当たりの総薬量0.5g以下のもの	40 万個
	空包	1個当たりの総薬量0.5gを超えるもの	20 万個
	導爆線	6 キロメートル	
	制御発破用コード	1.2 キロメートル	
	爆発せん孔器	2,000 個	
	コンクリート破砕器	2 万個	
	煙火	がん具煙火（クラッカーボールを除く）	薬量 2 トン
		クラッカーボール・引き玉	薬量 200 キログラム
		上記以外の煙火	薬量 600 キログラム
上記以外の火工品		薬量 100 キログラム	
備考			
本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が、1となる数量とする。			

（上記の計算例） 火薬80kg、爆薬40kg、電気雷管2万個を同時に運搬しようとする場合

$$\frac{\text{火薬 } 80\text{kg}}{200} + \frac{\text{爆薬 } 40\text{kg}}{100} + \frac{\text{電気雷管 } 20,000 \text{ 個}}{40,000} = 0.4 + 0.4 + 0.5 = 1.3$$

となり、1より大となるので、この場合には運搬証明書の交付を受けなければならない。

<運搬に関する技術上の基準>

火薬類の運搬に関する府令（抜粋）

1 異種火薬類の混載禁止

別表第二（第十四条関係）

A	B	火薬	爆薬	火工品											
				導火線付雷管	電気雷管	工業雷管	信管		実包・空包	導爆線・制御発破用コード	薬の装てんされているもの(焼い剤を用いたものを除く)	煙火		左記以外の火工品(焼い剤を用いたものを除く)	
							特別な容器に収納されたもの	左記以外のもの				信管(捕鯨用を除く)	捕鯨用信管		引き玉
火薬		○		○				○	○	○	○			○	○
爆薬		○		○					○	○	○				○
工業雷管 電気雷管 導火管付雷管	特別な容器に収納されたもの	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○
	上記以外のもの				○	○	○	○	○	○	○				○
信管	信管(捕鯨用を除く)				○	○	○	○	○	○	○				○
	捕鯨用信管	○			○	○	○	○	○	○	○				○
実包・空包		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○
導爆線・制御発破用コード		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○
爆弾、魚雷、ロケット弾、砲弾等で薬の装てんされているもの(焼い剤を用いたものを除く)		○	○				○	○	○	○	○				○
煙火	クラッカーボール・引き玉													○	
	上記以外のもの	○												○	
上記以外の火工品(焼い剤を用いたものを除く)		○	○		○	○	○	○	○	○	○				

備考

- 印は、A欄に掲げる当該区分の火薬類と、B欄に掲げる当該区分の火薬類とを混載できるものであることを示す。
- 3種類以上の火薬類を混載する場合は、それぞれの火薬類相互がこの表によって混載できるものでなければならない。
- 特別な容器とは、第12条第2項の規定による告示で定める特別な容器をいう。
- 特別な容器に収納された工業雷管、電気雷管又は導火管付雷管と混載できる火薬又は爆薬の総量は、火薬4.5トン以下又は爆薬2.25トン以下とする。(火薬と爆薬を混載する場合は、火薬2トンと爆薬1トンの割合で換算し、混載する量が爆薬2.25トン以下とする。)

2 運搬の方法

- (1) 自動車（二輪の自動車を除く）で火薬類を運搬する場合は、運搬距離によって次の式で算出したDの値が1を超える場合は、2人以上の運転要員が必要となります。この場合において、1人の運転手が連続して運転する距離もこの式で計算し、Dの値が1を超えてはいけません。

$$D = \frac{d1}{340} + \frac{d2}{200}$$

d1: 高速自動車国道による運搬距離 (km)
d2: 高速自動車国道以外の道路による運搬距離 (km)

- (2) 自動車（二輪の自動車を除く）で運搬する場合は、見張人を付けること。
 (3) 夜間や視界が悪い場合は、車両の前後15mの所に赤色灯を置いて駐車すること。
 (4) 火薬類の近くで喫煙したり、火気を扱わないこと。
 (5) 火薬類の積卸しには、手かぎ類を使わないこと。
 (6) 火薬類を積卸しするときは、エンジンを止めて行うこと。
 (7) 火薬類を積卸しする場所、荷台等を積み卸しの前後によく掃除をしておくこと。
 (8) 火薬類の積卸し作業には、底に鉄びょうを打った靴をはかないこと。
 (9) 火薬類の積卸しは、夜間を避けて行うこと。

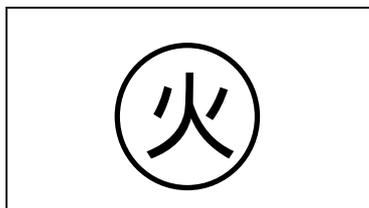
3 標識

火薬類を運搬する車両には、次のような標識をつけて運搬しなければならない。ただし、下表に該当する場合は必要ありません。

運搬する数量が右の量以下	火 薬	爆 薬	工業雷管 又は 電気雷管	導火管 付雷管	銃用 雷管	導爆線	実包空包 又はコンクリート 破砕器	制御発破 用コード	薬液注入 用薬包
	10kg	5kg	100個	25個	1万個	100m	1,000 個	20m	—

(自動車で運搬する場合の標識)

(二輪自動車及び軽車両で運搬する場合の標識)



地色: 赤
文字: 白
縦: 35cm 以上
横: 50cm 以上

〔標示板〕



地色: 赤
文字: 白
0.35 m² 以上

〔標 旗〕

(提出書類)・・・次の書類を2部作成して、火薬類の出発地を管轄する公安委員会へ提出してください。

- (1) 火薬類運搬届 (別記様式27)
- (2) 運搬計画表 (別記様式28)

第14 火薬類販売事業又は火薬庫を相続・承継する場合 (法第12条の2)

「火薬類販売事業」は法令上、相続・遺贈又は譲渡等ができないので、相続等により、その事業を承継した者は、新たに販売営業許可を受ける必要があります。ただし、この場合には、申請書類の一部を省略することができます。

「火薬庫」については、それを使用する者よりも、施設自体に重点がおかれているため、第三者に対しても譲渡することができます。この場合、火薬庫を譲り受けた者は、遅滞なく、その旨を届け出ることとされています。

(提出書類)・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

1 販売事業の相続等の場合

- (1) 火薬類販売営業許可申請書 (別記様式29)
- (2) 申請人の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- (3) 法人組織にあつては、定款の写し、登記簿抄本
- (4) 相続・遺贈等の事実を証明する書類
- (5) 火薬庫承継届 (別記様式30)
(下記2に掲げる書類を添付のこと。)
- (6) 火薬類所有権承継届 (別記様式31)

2 火薬庫の譲受・承継等の場合

- (1) 火薬庫承継届 (別記様式30)
- (2) 火薬庫の譲渡等をする旨を証する書類
- (3) 火薬庫完成検査証の写し
(注) 遺産相続の場合は、次の書類を追加して添付すること。
- (4) 戸籍謄本
- (5) 火薬庫の相続権を有する者が複数以上の場合、他の者が当該相続権を放棄する旨の書類

第15 許可事項に変更が生じた場合

1 火薬類譲渡又は譲受許可証の再交付申請 (法第17条第8項)

火薬類の「譲渡許可証」又は「譲受許可証」を喪失し、汚損し又は盗取されたときは、その事由を具して交付を受けた消防局又は消防署に許可証の再交付の申請をしなければなりません。ただし、許可数量に対する残数量が確認できるものに限定し、残数量の確認できないものについては、新規許可となります。

(提出書類)・・・次の書類を作成して許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ提出してください。(提出部数については、第3の1の表1を参照してください。)

- (1) 火薬類譲渡 (譲受) 許可証再交付申請書 (別記様式32)
- (2) 汚損 (破損) の場合にあつては、当該許可証を添付すること。

注意事項

ア 許可証が盗取された場合にあつては、警察官等へ届出を行うこと。

イ 再交付後、旧許可証を発見し、又は回復したときは、速やかに旧許可証を交付を受けた消防局又は消防署へ返納すること。

2 火薬類譲渡又は譲受許可証の書換申請 (法第17条第7項)

火薬類の譲渡又は譲受許可証記載事項に変更があつたときには、遅滞なく許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ届け出て、許可証の書換えを受けなければなりません。

(提出書類)・・・次の書類を作成して、許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ提出してください。(提出部数については、第3の1の表1を参照してください。)

- (1) 火薬類譲渡 (譲受) 許可証書換申請書 (別記様式33)
- (2) 変更に係る (書換えを必要とする) 許可証
- (3) 変更の理由を証明する書類 (住民票等)

(注) 譲渡又は譲受の目的となった火薬類の種類及び数量等の変更は、新たな許可申請となります。

3 消費許可申請書等記載事項の変更（省令第81条の14の表11）

火薬類消費許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があったときには、遅滞なく許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ届出してください。

（提出書類）・・・次の書類を作成して許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

- (1) 火薬類消費許可申請事項変更届（別記様式34）
- (2) 変更する内容に応じて必要となる書面

4 火薬庫設置等許可申請書等記載事項の変更（省令第81条の14の表の7）

火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く）に変更があったとき、又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときには、事前に、又はその事実を知った場合においては、遅滞なく県消防チームへ届出してください。

（提出書類）・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

- (1) 火薬庫設置等許可申請事項変更届（別記様式35）
- (2) 火薬庫周辺の保安物件との保安距離を記入した火薬庫付近の図面

第16 各種廃止届を提出する場合

各種の廃止をする場合には、次の手続きを行ってください。

1 火薬類譲受（譲渡）、消費許可証が不要となった場合

工事が完了した場合、許可有効期限が満了した場合には、譲受、消費許可証は当該許可を受けた消防局又は消防署に必ず返納してください。

2 火薬類販売事業を廃止した場合

（提出書類）・・・次の書類を各2部作成して県消防チームへ提出してください。

- 廃止届（別記様式36）
（火薬類販売営業許可証を添付すること。）

3 火薬庫（庫外貯蔵場所）を廃止した場合

（提出書類）・・・次の書類を作成して県消防チーム（火薬庫）又は管轄する消防局（庫外貯蔵場所）へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

- 廃止届（別記様式36）
（火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示書を添付すること。）

第 17 各種事故が発生した場合

火薬類に関する災害・事故〔爆発、盗難（未遂を含む）飛石等〕が発生した場合には、直ちに最寄りの警察官等に届け出るとともに、消防局、県等に報告し、詳細については報告書を提出してください。



1 危険時の届出

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈した事態を発生した者は、直ちにその旨を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届け出なければならない。（法第39条第2項）

2 事故届等

(1) 警察官等への届出

火薬類の製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者は、次の場合には、遅滞なく警察官又は海上保安官に届け出なければならない。（法第46条）

ア その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したとき。

イ その所有し、又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書を喪失し、又は盗取されたとき。

(2) 現状変更の禁止

何人も、火薬類による爆発、その他災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のため、やむを得ない場合及び危険時の応急措置をした場合を除いて、県知事（消防局長）又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。（法第47条）

3 火薬類による災害・事故が発生した場合

（提出書類）・・・次の書類を作成して、許可を受けた県消防チーム又は消防局へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

火薬類災害事故報告書（別記様式37）

（明細書、図面等を添付したもの）

4 譲受（譲渡）、消費許可証を紛失した場合

（提出書類）・・・次の書類を作成して許可証の交付を受けた消防局へ提出してください。（提出部数については、第3の1の表1を参照してください。）

(1) 火薬類災害事故報告書（別記様式37）

(2) 許可証再交付申請書（別記様式32）

5 火薬類取扱保安責任者免状を汚損・紛失した場合

（提出書類）・・・次の書類を各2部作成して、県消防チームへ提出してください。

(1) 火薬類取扱保安責任者免状再交付申請書（別記様式38）

(2) 理由書

なお、婚姻等により、氏名が変更になったため、免状の書換えを行う場合には、火薬類取扱保安責任者免状書換申請書（別記様式39）に戸籍抄本及び旧免状を添付してください。

第18 各種帳簿の備付け及び報告書等

法令に基づく義務として次のとおり定められています。

1 火薬類販売業者

- 販売業者備付け帳簿（販売業明細簿等）（別記様式40）
- 火薬類販売報告書（年報）（別記様式41）
（県消防チームへ年度終了後30日以内に報告）

2 火薬庫の所有者・占有者

- 火薬庫備付け帳簿（火薬庫出納明細簿等）（別記様式42）
- 火薬庫報告書（年報）（別記様式43）
（県消防チームへ年度終了後30日以内に報告）

3 火薬庫外貯蔵場所の指示を受けたもの

- 火薬庫外貯蔵場所備付け帳簿（出納明細書）（別記様式42）

4 火薬類消費者

(1) 1か月の火薬・爆薬の消費量が25キログラム以上の者

- 火薬類消費者備付け帳簿（火薬類消費者）（別記様式44）
- 火薬類消費報告書（年報）（別記様式45）
（消費地を管轄する消防局へ年度終了後30日以内に報告）

- 火薬類取扱所、火工所、発破場所備付け帳簿

(2) その他の消費者

- 火薬類取扱所、火工所、発破場所備付け帳簿

第19 その他

火薬類保安手帳等の取り扱いについて

火薬類保安手帳、火薬類取扱従事者手帳の交付、再交付、更新交付の手続き又は講習会に関することについては、次へ照会してください。

〒680-0022 鳥取市西町二丁目310番地（鳥取県建設会館内）

鳥取県火薬保安協会（電話 0857-24-2281）